

目 次

第 1 章	一般適用事項	-----	1
第 2 章	作業実施上の注意事項	-----	2
第 3 章	業務の内容	-----	3
第 4 章	その他	-----	3

第1章 一般適用事項

- | | |
|-------------|--|
| 1 一般事項 | <ul style="list-style-type: none">(1) この仕様書は、委託する業務とその実施方法の概要を示すものであるから業務の性質上当然行うべきもの及び軽微な部分で自然付帯のものは、発注者の指示により契約金額の範囲内で実施する。(2) 業務を的確に行うため、総合的な管理を責任をもって自主的、かつ積極的に行う。(3) 発注者及び受託者が行う確認の方法は、実査・立会い・記録の報告書等の検証などによる。(4) 検証を必要とする部分で、完了後では確認できないもの及び指示された箇所は、事前に発注者と打合せ、写真の記録等により確認を受ける。(5) 本業務の実施により生じた撤去品の取扱いについては、発注者の指示により実施する。(6) 本業務の実施にあたり、仕様書等と業務の現場状態とが一致しないときは、直ちに発注者に通知し、その指示を受ける。 |
| 2 作業責任者 | 受託者は作業責任者を定め、発注者にその指名を報告するとともに、作業責任者はそれぞれの作業員を指揮する。 |
| 3 作業員の資格・技能 | <ul style="list-style-type: none">(1) 作業は内容に応じて、当該作業を適切に遂行できる能力を持った作業員、人数により実施する。(2) 法令上の規定により、資格が必要な作業は有資格者がその取扱いを行う。 |
| 4 質 疑 | 図面、仕様書、実施内容、数量及び単位呼称などについて疑問を生じた場合は、発注者に質問しその指示を受ける。 |
| 5 関係法令及び手続き | <ul style="list-style-type: none">(1) 関係ある法令・条例及び規則を遵守する。(2) 作業上必要な官公署への手続きは、受託者側で行い、これに要する費用も負担する。
ただし、建物所有者、防火管理者が直接行なう必要のあるものは除く。 |
| 6 応急措置等 | 作業等により発見した破損・故障箇所は、応急措置によってその機能が維持できるものについては応急措置を施し、直ちに口頭で発注者に報告する。また、部品等取替・修理、緊急修繕を行う場合は発注者に報告し了解のうえ実施する。 |
| 7 緊急時の連絡 | <ul style="list-style-type: none">(1) 災害時及び故障時に速やかに対応できる複数ルートの緊急連絡表を発注者に提出する。(2) 事故発生の場合は、速やかに応急措置をとるとともに管理者に報告し、その指示を受ける。 |
| 8 使用機材 | <ul style="list-style-type: none">(1) 使用する機材はすべて品質良好なもので、規格等指定のあるものは規格品を使用する。(2) 作業に必要な工具・測定機器などを配備する。 |
| 9 消耗品 | 作業等に当たっては、ウエス、養生用シート、事務用品等の消耗品を常備または携帯し必要に応じて使用する。なおこれに要する材料費及び労務費は、委託費に含む。 |

10 施設の利用等	電話・光熱・水道・作業員の休憩・更衣の場所、作業道具の置き場所などは、事前に発注者の承諾を得て使用する。
11 作業員の服装等	(1) 作業員は、通信機械室などの指示された場所では防塵服を着用する。 (2) 作業員は、事業所等への出入りに際し、原則として入館証を常時掲示し、パートナーカード(貸与された場合)、身分証明書を携帯するとともに腕章又は胸章を着用する。
12 不安全箇所の報告	作業上不安全な箇所を発見した場合は、発注者に報告しその指示を受ける。

第2章 作業実施上の注意事項

1 作業の打合せ	作業にあたり、あらかじめ発注者と作業内容について十分に打合せを行い了解のうえ実施する。
2 作業の周知	作業中に当該施設の機能が中断される場合は、事前に関係者に周知する。
3 作業中の標識等	作業の実施にあつては、要所に作業中であることを標識等の掲示により周知するとともに、必要に応じ、バリケード等により安全を確保する。
4 作業用車両等	事業所等の構内に駐車する車両はあらかじめ許可を受け、作業用車両であることを表示する。
5 火気取締り等	作業に当たっては、火災・盗難の防止を図る。
6 安全及び衛生	(1) 作業場所及びその周辺における安全及び衛生などの管理を関係法規に基づいて行う。 (2) 作業着手前に作業手順・作業内容・注意事項等についてミーティングを行い、KY活動により安全を確保する。特に、転落・感電・酸欠などの事故防止に努める。
7 損害予防措置	(1) 作業の実施に当たっては、社員・居住者、通信施設、備品等に対し損害を与えないように留意する。 (2) 通信機器室内等の作業は、塵埃、振動、電磁波等により通信機器に悪影響を与えないよう、発注者と十分に打合せのうえ実施する。 (3) 損害を与えたとき又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに発注者の指示を受ける。
8 仮設・養生	(1) 高圧受電設備の定期点検・手入れ等により計画停電を行うときは、必要な作業足場、仮設電源等を設ける。 (2) 防火シャッターの点検時には通信機器室に限り、電磁波の影響が出ないよう、JIS A1322(建築用薄物材料の難燃性試験方法)による防災2級及び消防法による防災性能の基準に適合する導電性防災加工シート(厚さ0.1mm)により養生を行う。
9 整理・整頓	常に諸機材その他整理・整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付け及び清

10 新型コロナウイルス対策

掃を行う。

三重県HP掲載の「業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等に関する特記仕様書」を遵守すること。

第3章 業務の内容

1 調査対象

品名・数量

- (1) 対象物 三重県庁衛星系防災行政無線
- | | |
|--------|-----------------|
| 品名 | 地球局監視制御装置 |
| 製造メーカー | 三菱電機株式会社 |
| 装置名 | 映像系電力増幅部3(HPA3) |
| 数量 | 1 |

2 修理内容

- (1) 対象物の修理を行い、報告書を提出する。

第4章 その他

『三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱（平成19年9月20日施行）』、『三重県の締結する物件関係契約における受注者に対する暴力団等による不当介入対応要領（同）』、『三重県物件関係落札資格停止要綱（平成27年4月1日施行）』に基づき、以下の2項について遵守するものとする。

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - ウ 委託者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。